

地方財政と法人税減税



東京大学名誉教授 神野 直彦

「良き財政制度なくして、繁栄した国民経済なし」とは、ドイツの財政学者ロッシヤー(W.G.F. Roscher)の至言である。くどくなることを承知の上で敢えて説明すれば、財政制度の基軸は租税制度である。というよりも、租税制度こそ財政制度そのものだといってよい。そうだとすれば、ロッシヤーの至言は「良き租税制度なくして、繁栄した国民経済なし」と言い換えられる。もちろん、「良き租税制度」とは必要な財源を公平に調達するという本来の使命を果す租税制度である。したがって、租税制度を「デフレの脱却」の成長戦略の手段として利用するのであれば、公平に財源を調達するという租税制度の本来の使命と和解させなければ、「良き租税制度」とはいえない。

国民生活を支える社会保障給付のためにも、財政の健全化を図るためにも、必要な財源を調達するという租税制度の本来の使命を果す緊要性が、現在ほど高まった時はないといっても言いすぎではない。それだからこそ消費税および地方消費税の増税が実施され、国民もそれに理解を示していると考えられる。

ところが、「デフレ脱却」を図る成長戦略という経済政策の手段として、法人税の実効税率の引下げによる減税が、政策課題として急速に浮上している。ここで法人税の実効税率とは、国税の法人税に加え、地方税の法人住民税と法人事業税をも考慮した税率である。しかし、租税制度の本来の使命である財源調達機能の緊要性が高まっていることを考えれば、租税制度の本来の使命との和解なしには、法人税の実効税率の引下げを実施すべきではない。

というよりも、法人税の減税が「デフレ不況」を脱却する経済政策として有効か否かを、そもそも問う必要がある。いうまでもなく「デフレ不況」は、貯蓄と投資を結びつける給油路が詰まっていることから生じる。つまり、貯蓄と投資との関係において、過剰貯蓄が生じていることに起因する。

現在の日本では法人企業は、手元資金が不

足しているのに、投資をしていないわけではない。法人貯蓄は豊富で資金が充分に存在するのに、貯蓄から投資に向かう給油路が詰まっているので投資が実現しないのである。

したがって、法人税減税よりも新産業分野などに投資が実行される条件が必要なのである。実際、第1図をみても、法人税の引下げ分を「設備投資の増強」に使用すると回答した法人企業は12.7%にすぎないのに、「内部留保」に使用すると回答した法人企業は25.6%にも達している。

法人税の実効税率の引下げは、外資を呼び込むためにも主張される。しかし、第2図をみれば、外資系企業への調査では対日投資の阻害要因として指摘されている要因は、人件費の高さが最高位であり、品質に対するユーザーの要求水準の高さや語学能力者の確保の難しさが続いている。これに対して租税負担の高さの指摘は低位にとどまっている。

というよりも、租税負担の低さで誘導される投資は、工場を立地し、従業員を雇用するようなグリーン・フィールド投資ではない。乗っ取りなどのブラウン・フィールドの投資にすぎない。したがって、法人税の減税によって経済成長がもたらされるとしても、それはバブル依存の経済成長で、新産業の形成をとまなうような経済成長ではないのである。

もっとも、法人税の実効税率は引き下げられるけれども、課税ベースを拡大して、実質減税を実施しないのであれば、租税制度の本来の使命と和解させることができる。実効税率を引き下げても、税収は減少するどころか増加するという「法人税パラドックス」の主張もある。

しかし、「法人税パラドックス」が生じたと指摘されるヨーロッパ諸国をみれば、法人税の税率は引き下げられるけれども、課税ベースを拡大していることが作用している。日本は「法人税パラドックス」が生じなかった例外と指摘されるけれども、それは日本が法人税の実効税率を引き下げながら、課税ベースを拡大

するどころか、繰越し欠損によって課税ベースを縮小してしまっただけである。

法人税の税率を10%も一挙に引き下げても、「法人税のパラドックス」が生じたとされる2008年のドイツの法人税改革をみても、この法人税改革を推進したシュタインブリュク財務大臣は、改革にあたって実質減税は不可能であるという立場を明確にしていた。そうだとすれば、法人税の実効税率を引き下げにしても、少なくとも租税特別措置、繰越し欠損、受取り配当などの見直しで課税ベースを拡大する必要がある。それだけではなく地方税の法人事業税で付加価値割を大幅に拡大して、税率の引下げを図るべきである。

日本の地方税体系では、市町村税で固定資産税、道府県税で事業税という独立税が設定されている。もちろん、独立税とは国税と課税ベースを相違する地方税である。シャープ勧告では事業税は、そもそも付加価値税として導入されることになっていた。

そのため地方分権を推進するという観点から、事業税を独立税化すべく、外形標準化が試みられてきた。現在では付加価値割と資本割が導入され、外形標準化がなされているとはいえ、国税と課税ベースを同じくする所得割が残っている。そこで所得割を可能な限り、付加価値割に置き換え、実効税率の引下げを実現するとともに、事業税の独立税化を実現すべきである。

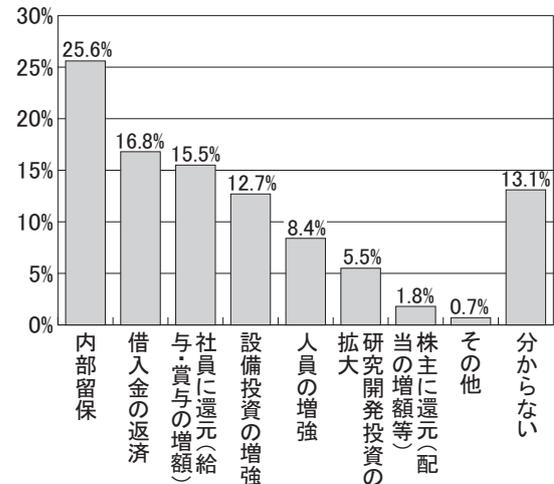
課税ベースや付加価値割の拡大によらずに、法人税の実効税率の引下げが法人税の実質減税に結びついてしまえば、地方財政には破滅的な影響が生ずることになる。法人税が減税されれば、法人住民税は自動的に減税となる。それに法人事業税の減税が加われば、地方税収入は激減することになる。

地方税収入が激減すれば、地方交付税の財源所要額は激増する。ところが、国税の法人税は地方交付税の主要な財源である。そのため法人税が減税され、そのための対応がなされなければ、地方交付税総額も減少してしまう。そうなるとうち地方財政は財源不足に陥るといっただけではなく、地域間格差も拡大してしまうのである。

地方財政の壊滅的打撃は、そのまま国民生活の破滅となる。それを回避しようとするのであれば、法人税の実質的減税を回避するし

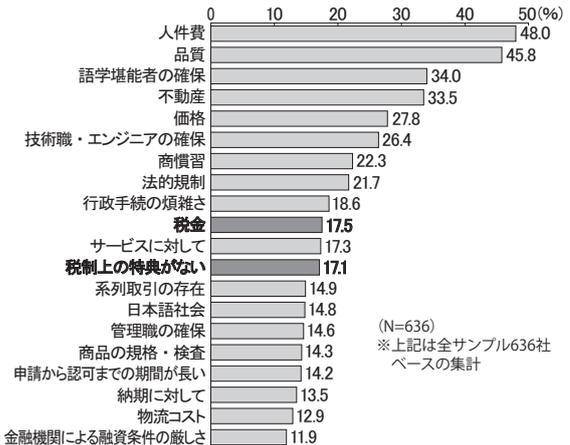
かないのである。

第1図：法人税の引き下げ分を充当する項目



(出所) TDB景気動向調査/2010年7月 (株式会社帝国データバンク)
(注) 母数は、有効回答企業11,446社

第2図：外資系企業の日本進出に係る阻害要因



(出典) 経済産業省「平成20年度 対日直接投資に関する外資系企業の意識調査報告書」

著者略歴

神野 直彦 (じんの・なおひこ)

1946年埼玉県生まれ。東京大学経済学部卒業後、日産自動車を経て同大学大学院経済学研究科博士課程修了。大阪市立大学助教授、東京大学助教授、同大学・大学院教授、関西学院大学・大学院教授等を経て、現在、地方財政審議会会長、東京大学名誉教授。

専攻は財政学・地方財政論。
著書に『「分かち合い」の経済学』(岩波書店)、『希望の島』への改革—分権型社会をつくる—(NHK出版)、『地域再生の経済学』(中央公論新社・2003年度石橋湛山賞受賞)、『財政学』(有斐閣・2003年租税資料館賞受賞)、『人間回復の経済学』『教育再生の条件』(岩波書店)、『財政のしくみがわかる本』(岩波ジュニア新書)、『税金常識のウソ』(文春新書)等がある。